

北海道後志総合振興局告示第 1005 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項の小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)(なまこ)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)(なまこ)	後海共第10号共同漁業権漁場区域	5月1日から7月15日まで及び9月1日から翌年4月30日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	20隻	総トン数5トン未満ただし、操業区域とする共同漁業権行使規則において、対象とする魚種ごとに定められた総トン数と異なる場合は、当該規則に定める船舶の総トン数	1. 後志総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域になまこを内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和6年3月1日から令和7年2月28日までただし、令和6年4月1日以降の申請にあつては、毎月末時点において提出のあつた申請をとりまとめの上、審査を行う。	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)漁具のひき網は、漁具1台に1本でなければならない。 (3)なまこ以外を主たる漁獲物の対象としてはならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	後海共第8号共同漁業権漁場区域	6月16日から翌年4月30日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	3隻	同上	同上	同上	
同上	後海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	30隻	同上	同上	同上	
同上	後海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	98隻	同上	同上	同上	
同上	後海共第1号共同漁業権漁場区域	同上	14隻	同上	同上	同上	